

# 1、保険料軽減対象期間

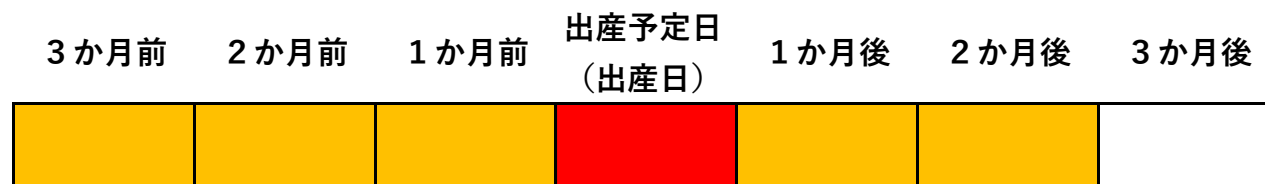
出産予定日又は出産予定日（以降、出産日）が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。（単胎妊娠の場合）

多胎妊娠の場合は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

## ・単胎妊娠の方（4か月間）



## ・多胎妊娠の方（6か月間）



## 2、制度開始前後の減免対象期間（単胎妊娠）

### Q 1、令和6年11月に出産しました。何月分の保険料が減免されますか？

A 1、制度の施行が令和7年1月からですので、令和6年11月に出産した場合は令和7年1月分の保険料が免除されます。令和6年12月出産以降は以下のとおりです。

### Q 2、令和6年10月に出産しました。保険料は減免されますか？

A 2、令和6年10月に出産した方は保険料減免の対象外です。

